

町田市学校給食における 特別対応に関する手引き

(食物アレルギー対応を除く)



給食時間を安全に

町田市教育委員会

2024年7月

【中学校版】



目次

1 町田市学校給食における特別対応について	1
(1) 対象となる生徒	1
(2) 町田市学校給食における特別対応の考え方	1
2 町田市学校給食における特別対応の流れ	2
(1) 対応申請の流れ	2
(2) 対応中止の流れ	4
【参考】食物アレルギー対応等による給食費減額対応一覧	6

様式

- 特・様式1 町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）申出書
- 特・様式2 町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）決定通知書
- 特・様式3 町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）中止申出書
- 特・様式4 町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）中止決定通知書
- 特・様式5 特別対応（食物アレルギー対応を除く）者一覧表

1 町田市学校給食における特別対応について

町田市の学校給食は主食・おかず・牛乳の揃った「完全給食」を提供しています。そのため、給食の提供は「完全給食」を基本としていますが、食物アレルギー以外の理由（乳糖不耐症※、宗教上の理由等）で、完全給食（給食一式全て）を提供することが難しいと判断された場合は、以下のような対応を行うことができます。

- ① 主食やおかずなどの食事の提供は受けるが、飲用牛乳の提供を受けない
（飲用牛乳のみ停止。食事と飲用牛乳以外の飲料を提供）
- ② 主食やおかずなどの食事の提供は受けないが、飲料のみ提供を受ける
（食事は辞退。牛乳などの飲料のみ提供）

対応を希望する場合は、「町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）申出書」（特・様式1）の提出が必要となります。

提供を辞退する給食の内容に応じて、給食費を減額します。

※乳糖不耐症…牛乳に含まれている乳糖を分解する酵素が足りないことにより、牛乳を飲むと腹痛や下痢などの症状を引き起こしてしまうこと

（1）対象となる生徒

- 慢性疾患（乳糖不耐症等）がある生徒
- 宗教等で食事に制限がある生徒
- 上記以外の理由で保護者の判断で完全給食での給食提供を辞退した生徒

（2）町田市学校給食における特別対応の考え方

① 対応内容

- 飲用牛乳の提供を停止する場合
基本は、食事のみ提供します。牛乳以外の飲み物（発酵乳やジュース等）を提供する日には、食事とその飲み物を提供します。
- 食事を辞退、飲料のみ提供を受ける場合
牛乳等の飲み物（発酵乳やジュース等を含む）だけ提供されます。

② 申請における留意点

- 特別対応申請にあたって、医師の診断書等の提出は必要ありません。
- 特別対応申請をされると、転出や卒業または中止申出書の提出がない限り、特別対応は継続されます。市内で転校した場合、かつ特別対応の継続を希望する場合には転校先の学校で改めて申請が必要です。

③ 給食費の減額について

- 牛乳を辞退した場合は、1食単価から「牛乳代」を差し引いた額を給食費として請求します。なお、本ケースで減額ができるのは「牛乳のみ」です。牛乳以外の飲料（例：ショア・ヤクルト等）については提供を希望しなくても減額となりません。
- 食事を辞退した場合は、牛乳代だけ徴収します。

2 町田市学校給食における特別対応の流れ

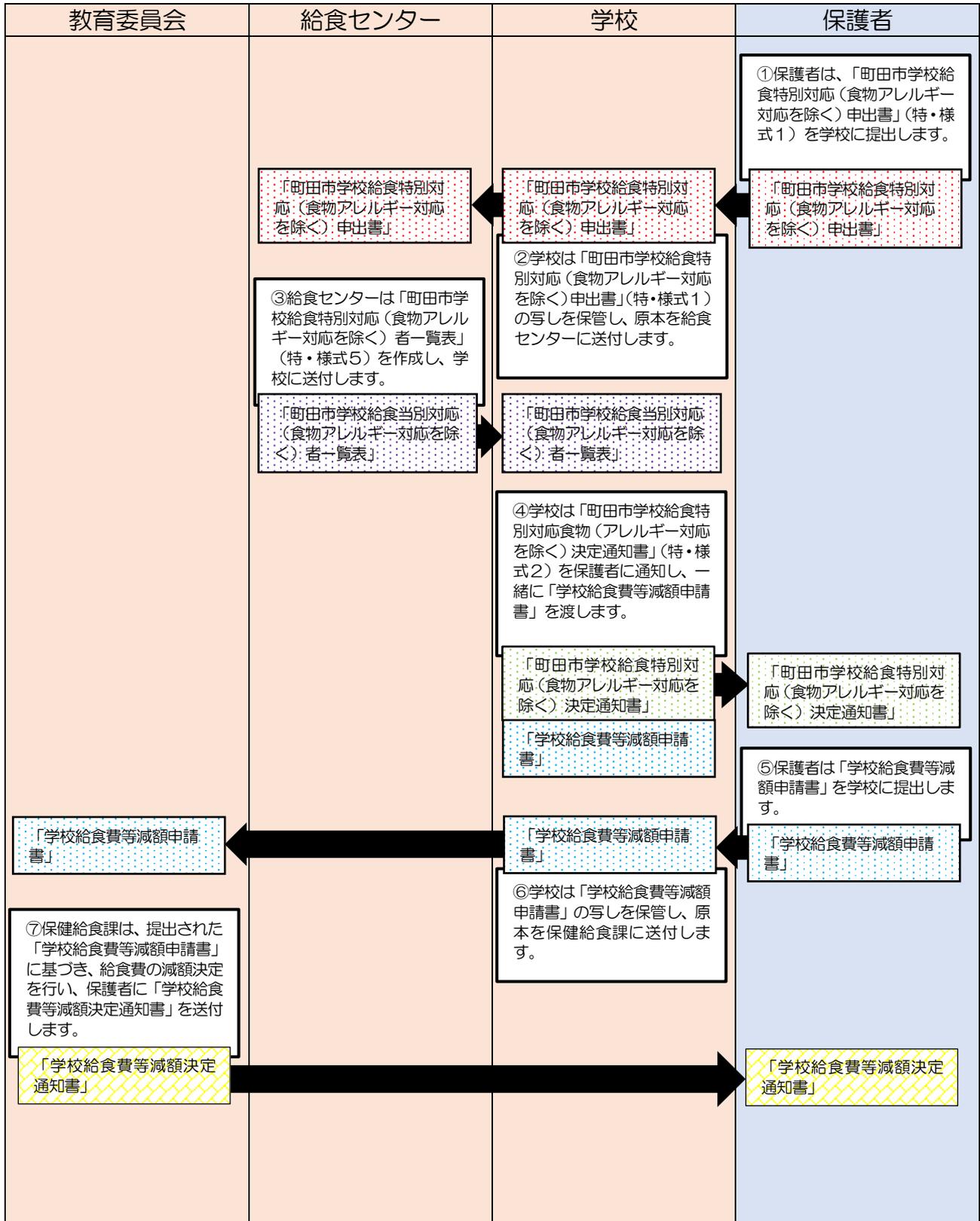
(1) 対応申請の流れ

- ① 保護者は、入学予定または在籍している学校に「町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）申出書」（特・様式1）を提出します。
- ② 学校は、保護者からの申し出により学校に提出された「町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）申出書」の写しを保管し、原本を給食センターに送付します。
- ③ 給食センターは、「町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）者一覧表」（特・様式5）を作成し、学校に送付します。
- ④ 学校は、決定内容を「町田市学校給食特別対応（食物アレルギーを除く）決定通知書」（特・様式2）にて保護者に通知し、一緒に「学校給食費等減額申請書」（中学校給食（センター方式）事務処理の手引きの様式）を渡します。
- ⑤ 保護者は「学校給食費等減額申請書」に必要事項を記入し、入学予定または在籍している学校に提出します。
- ⑥ 学校は、保護者から提出された「学校給食費等減額申請書」の写しを保管し、「学校給食費等減額申請書」の原本を保健給食課に送付します。
- ⑦ 保健給食課は「学校給食費等減額申請書」に基づき給食費の減額を決定し、保護者へ「学校給食費等減額決定通知書」を送付します。

【申請時必要書類】

- 「町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）申出書」（特・様式1）
 - <保護者>入学予定または在籍している学校に提出してください。
 - <学校>写しを学校に保管し、原本を給食センターに提出してください。
 - ※ 対応開始月の前月10日までに申出書を提出（給食センター必着）
 - 例）特別対応の中止を7月1日から希望する場合は、6月10日までに給食センターに「町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）中止申出書」を提出してください。
- 「学校給食費等減額申請書」（中学校給食（センター方式）事務処理の手引きの様式）
 - <保護者>入学予定または在籍している学校に提出してください。
 - <学校>写しを学校に保管し、原本を保健給食課に提出してください。

【対応申請の流れ】



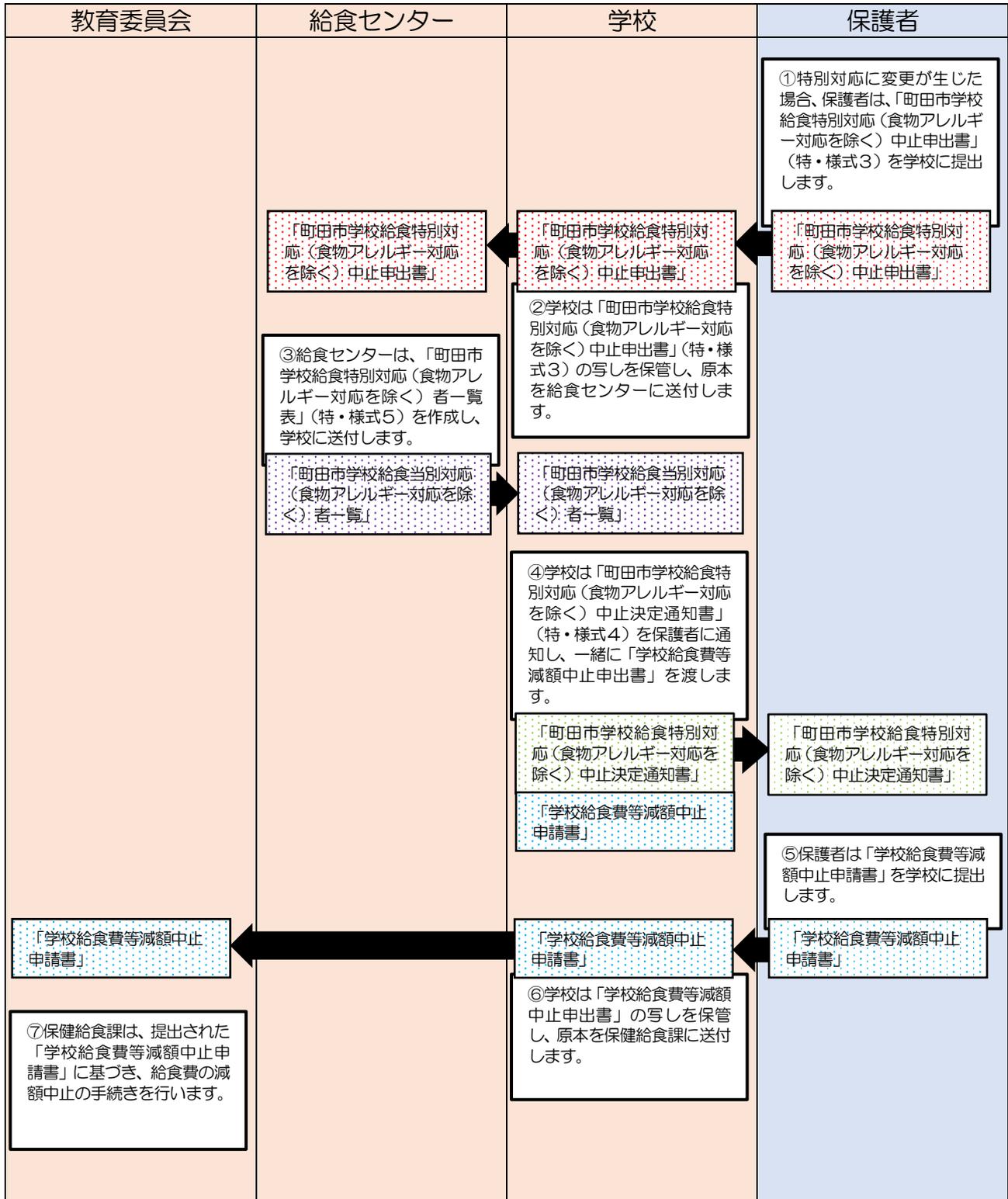
(2) 対応中止の流れ

- ① 特別対応を中止する場合、保護者は「町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）中止申出書」（特・様式3）を在籍している学校に提出します。
- ② 学校は、保護者から提出された「町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）中止申出書」の写しを保管し、原本を給食センターに送付します。
- ③ 給食センターは「町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）者一覧表」（特・様式5）を作成し、学校に送付します。
- ④ 学校は、「町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）中止決定通知書」（特・様式4）にて保護者に特別対応の中止を通知し、一緒に「学校給食費等減額中止申出書」（中学校給食（センター方式）事務処理の手引きの様式）を渡します。
- ⑤ 保護者は「学校給食費等減額中止申出書」に必要事項を記入し、在籍している学校に提出します。
- ⑥ 学校は、保護者から提出された「学校給食費等減額中止申出書」の写しを保管し、「学校給食費等減額中止申出書」の原本を保健給食課に送付します。
- ⑦ 保健給食課は「学校給食費等減額中止申出書」に基づき、給食費の減額を中止します。

【中止時必要書類】

- 「町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）中止申出書」（特・様式3）
 - <保護者> 在籍している学校に提出してください。
 - <学校> 写しを学校に保管し、原本を給食センターに提出してください。
- ※ 対応中止月の前月10日までに申出書を提出（給食センター必着）
 - 例）特別対応の中止を7月1日から希望する場合は、6月10日までに給食センターに「町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）中止申出書」を提出してください。
- 「学校給食費等減額中止申出書」（中学校給食（センター方式）事務処理の手引きの様式）
 - <保護者> 在籍している学校に提出してください。
 - <学校> 写しを学校に保管し、原本を保健給食課に提出してください。
- ※ 留意点
 - 特別対応をしている生徒が転出する場合、保護者に「町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）申出書」や「学校給食費等減額中止申出書」を提出していただく必要はありませんが、学校は給食センターに対象の生徒が特別対応を終了することを知らせてください。その後、給食センターが町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）者一覧表」（特・様式5）を再作成し、学校に送付します。

【対応中止の流れ】



【参考】食物アレルギー対応等による給食費減額対応一覧

食物アレルギー等による給食費の減額は、次の4つのケースのいずれかによって対応します。

- ・ケース① 食事は弁当併用（飲料含む）の場合
- ・ケース② 食事は弁当併用で毎日牛乳は提供しない場合
- ・ケース③ 食事の提供はしない場合
- ・ケース④ 牛乳の提供はしない場合

給食提供の状況	食事	〔豆乳〕 牛乳	給食費の対応	対象者
①食事は弁当併用（飲料含む） （家庭から弁当を持参する日は、食事に加え、牛乳〔豆乳〕の提供も受けない）	△	△	満額徴収します。年度末に精算し、家庭から弁当を持参した日の「1食分の給食費（牛乳＋食事）」を返金します。	食物アレルギー対応番号1-2または食物アレルギー対応番号2を申し出た方
②食事は弁当併用で毎日牛乳は提供しない （食事は提供を受ける日と受けない日があるが、牛乳の提供は毎日受けない）	△	×	満額徴収します。年度末に精算し、年間の「牛乳代」と家庭から弁当を持参した日の「食事代」を返金します。	食物アレルギー対応番号2と特別対応の両方を申し出た方
③食事の提供はしない （毎日、食事は提供を受けないが、牛乳のみ提供を受ける）	×	○	牛乳代のみ徴収します。	食物アレルギー対応番号3または特別対応を申し出た方
④牛乳の提供はしない （毎日、牛乳は提供を受けないが、食事のみ提供を受ける）	○	×	満額徴収します。年度末に精算し、年間の「牛乳代」のみ返金します。	特別対応を申し出た方

※上表に記載の記号は以下を示します。

○：毎日提供、△：日によって提供、×：提供無し

※ケース①の「家庭から弁当を持参した日の「1食分の給食費（牛乳＋食事）」の給食費減額については、「様式11 返信用献立表」に記載された弁当持参分が対象となります。

※「食事代」とは、1食分の給食費から牛乳の代金を差し引いた金額となります。

●アレルギー等による減額の申請は「学校給食費等減額中止申出書」の提出がされないかぎり、年度をまたぎ継続されます。

上表の対象者の分類（参考）

対象者	対応内容
食物アレルギー対応番号1-2	食物アレルギー専用食と家庭からの弁当持参
食物アレルギー対応番号2	通常食と家庭からの弁当持参
食物アレルギー対応番号3	牛乳と家庭からの弁当持参
特別対応	慢性疾患（乳糖不耐症等）、宗教上の理由等

【特・様式2】

年 月 日

様

町田市立 学校長
町田市教育委員会保健給食課長

町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）決定通知書

年 月 日付で申し出がありました町田市学校給食特別対応について、開始日が決定しましたので、お知らせいたします。

学校名	町田市立	学校
学年・組・番号	年	組 番
生徒氏名		
対応開始日	年	月 日
対応内容	<input type="checkbox"/> 飲用牛乳の提供はしません <input type="checkbox"/> 牛乳等の飲料のみ提供します	

・注意事項・

- 1 飲用牛乳の提供をしない場合、牛乳以外の飲料については提供します。牛乳等飲料のみ提供の場合、牛乳以外の飲料も提供します。
- 2 「町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）中止申出書（特・様式3）」の提出がない限り、転出や卒業するまで対応を継続します。
- 3 給食費の減額については、別途「学校給食費等減額申請書」を提出していただき、その決定については後日保健給食課から「学校給食費等減額決定通知書」にて通知します。
- 4 給食費の減額開始日は上記対応開始日と同日となります。
- 5 減額の対象は「牛乳のみ」です。牛乳以外の飲料（例：ジョア・ヤクルト等）については減額となりませんので、ご了承ください。

町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）中止申出書

(宛先) 町田市立 学校長 様
町田市教育委員会保健給食課長 様

学校名	町田市立	学校
学年・組・番号	年	組 番
生徒氏名		
現在の対応内容	<input type="checkbox"/> 飲料牛乳の提供を受けていない <input type="checkbox"/> 牛乳等の飲料のみ提供を受けている	

以上の対応の中止を申し出ます。

申出日 年 月 日

保護者氏名

・注意事項・

- 1 中止対応の開始日については、後日「町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）中止決定通知書（特・様式4）」にて通知します。
- 2 特別対応を再開する場合は、改めて「町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）申出書（特・様式1）」をご提出ください。

【特・様式4】

年 月 日

様

町田市立 学校長
町田市教育委員会保健給食課長

町田市学校給食特別対応（食物アレルギー対応を除く）

中止決定通知書

年 月 日付で申し出がありました町田市学校給食特別対応の中止について、開始日が決定しましたので、お知らせいたします。

学校名	町田市立	学校
学年・組・番号	年	組 番
生徒氏名		
対応中止開始日	年	月 日
対応内容	<input type="checkbox"/> 飲用牛乳の提供をしない特別対応を中止します <input type="checkbox"/> 牛乳等の飲料のみ提供する特別対応を中止します	

・注意事項・

- 1 特別対応を再開する場合は、あらためて「町田市学校給食特別対応申出書（特・様式1）」をご提出ください。
- 2 給食費の減額中止については、別途「学校給食費等減額中止申請書」をご提出ください。
- 3 給食費の減額中止開始日は上記対応中止開始日と同日となります。

●●年度 ●●中学校 特別対応(食物アレルギー対応を除く)者一覧表

年 月 日現在

●●エリア中学校給食センター作成

飲用牛乳の提供を受けない生徒

対応人数 0

No	学年	組	フリガナ 氏名	対応開始日	備考

飲料のみ提供を受ける生徒

対応人数 0

No	学年	組	フリガナ 氏名	対応開始日	備考

留意事項

(1)これは、事前(前年度以前のもも含む)に保護者から提出された「町田市学校給食特別対応(食物アレルギー対応を除く)申出書」に基づいて対応する生徒の一覧です(食物アレルギーを理由とした対応は、この一覧には含まれておりません)。

(2)年度始めに給食センターが作成した一覧は、組を空欄で送付しています。組が決定次第学校で記入し、4月の始業式前日(始業式前日が土日祝日の場合は、前平日)までに管轄の給食センターに提出(給食センター必着)してください。

(3)年度途中で保護者から特別対応(食物アレルギー対応を除く)申出書が提出された場合、すでに作成されている内容に追記したかたちで給食センターが一覧を作成し、学校へ送付します。また、特別対応(食物アレルギー対応を除く)中止申出書が提出された場合は、その生徒分を削除して一覧を作成し、送付します。

(4)生徒の学年や組が変更となるため、本一覧の有効期間は対応開始日から年度末までです。年度が変わるときに再度給食センターが一覧を作成し、学校へ送付します。